

業務番号：令和7年度 長湖病管第504号

業務名称：放射線機器一括保守業務

番号	質問内容	回答
1	<p>個別仕様書内No. 1、No. 2及びNo. 8のシーメンスヘルスケア㈱製装置の保守について、『本装置の保守契約を解約する場合、解約金として契約残存期間を月割り(1か月未満は1か月に切り上げる)で計算した保守料金の10%に相当する金額を追加保守料金として受託者に支払う。但し、本装置更新のために、シーメンスより新たに装置を購入する場合、および保守業務の限界による解約の場合は、解約金の規定を適用しない。』等の一文を、基本仕様書、個別仕様書もしくは契約締結時の業務委託契約書にご記載いただけませんでしょうか。</p> <p>メーカーと保守契約を締結する際に上記取り決めがありますので、反映していただきたいです。</p>	<p>契約書に添付する個別仕様書に左記例示の文面を追加します。</p>
2	<p>個別仕様書内No. 4、No. 5の保守プラン欄について、本仕様の保守内容であれば『定期点検契約』ではなく『部品免責5万円』プランとなるのではないですか。</p>	<p>個別仕様書に記載しているプラン名は、現在病院で契約している保守契約書及び仕様書の記載どおりとしています。 保守内容は仕様のとおりです。</p>
3	<p>個別仕様書内No. 6の修理対応欄の記載について、修理作業費用は本契約に含むご契約でしょうか。含む場合は、修理対応時間(曜日、時間)をご教示いただけませんでしょうか。</p> <p>また、修理作業費を含む場合は、保守プラン欄について、『定期点検契約』ではなく『部品免責0円』プランとなるのではないですか。</p>	<p>①修理作業費用を契約に含みます。修理対応時間は以下のとおりです。 1 日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）及び受注者の定める休日を除く月曜日～土曜日の8:00～20:00 2 上記の時間外での修理作業については、発注者と受注者の協議によるものとし、当該費用は有償とする。</p> <p>②修理に伴う交換部品費用の取扱いは個別仕様書「保証内容」に記載のとおりとなります。</p>
4	<p>個別仕様書内No. 9 保守対象欄の『Aruba アクセスポイントIAP-305』と記載がありますが、『AeroDRアクセスポイントIAP-305』のことでしょうか。</p>	<p>お見込みとおりです。</p>

5	<p>個別仕様書内No. 11 定期点検欄の『年1回』については、点検対象は『SYNAPSE QA』のみを指しております、汎用ワークステーション及びモニタは含まないという認識でよろしかったでしょうか。</p> <p>また、同No. 11 修理対応欄の記載について、修理作業費用及び交換部品費用は本契約に含むご契約でしょうか。含む場合は、修理対応時間含む場合は、修理対応時間(曜日、時間)をご教示いただけませんでしょうか。</p>	<p>①汎用ワークステーション及びモニタを点検対象に含みます。</p> <p>②修理作業費用及び交換部品費用を契約に含みます。修理対応時間は以下のとおりです。</p> <p>1 日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）及び受注者の定める休日を除く月曜日～土曜日の8：00～20：00</p> <p>2 上記の時間外での修理作業については、発注者と受注者の協議によるものとし、当該費用は有償とする。</p>
6	<p>『受託者は、委託業務を完了したときは、委託契約書第10条の規定に基づき、遅滞なく「業務完了報告書」及び成果物を提出すること。』とありますが、①「業務完了報告書」は貴院フォーマットがあるのでしょうか。②成果物とはどのようなものを想定されていますでしょうか。</p>	<p>業務完了報告書は、長浜市契約規則（平成18年2月13日規則第37号）に定める様式に準じ、病院側で様式を作成します。成果物は、作業報告書など業務の履行状況を確認できる書面を指します。</p>
7	<p>【個別仕様書No.3に関して】  保守プラン『定期点検契約』とございますが、令和8年度において、メーカーに本プランご用意がないようです。つきましては、本プランでは応札できないため、本プランに近しい『部品免責0円(管球除く)』プランへ変更のご対応は可能でしょうか。また、『部品免責0円(管球除く)』プランは、オンコール作業費が無償(平日9:00～17:30)へ変更になります。</p>	<p>メーカーが提供できる部品免責0円(管球除く)プランでの応札を可とします。</p>
8	<p>【個別仕様書No.3に関して】  定期点検の『※天井吊りモニタ台IDI1000F-3WCAは年1回』とございますが、令和8年度において、メーカーに『当該モニタ台 点検のみ』プランのご用意がないようです。つきましては、当該モニタ台の年1回の点検を除いた内容で応札でよろしいでしょうか。</p>	<p>モニタ台の年1回の点検を除いて可とします。</p>